

110 特定施設入居者生活介護「自己点検一覧表」(基準)

点検年月日	
事業所名	
法人名	
点検者職氏名	
備考	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
第1 基本方針	(1) 指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。 ・ 事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。 ・ 運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。	適・否 適・否 適・否	法第73条第1項 平24条例95第217条第1項 〈平11厚令37第174条第1項〉	・ 概況説明 ・ 定款、寄付行為等 ・ 運営規程 ・ パンフレット等
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。	適・否	平24条例95第217条第2項 〈平11厚令37第174条第2項〉	
第2 人員に関する基準 1 従業者の員数	指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき特定施設従業者の員数は、次のとおりとなっているか。	該当なし	法第74条第1項 平24条例95第218条第1項 〈平11厚令37第175条第1項〉	・ 職員勤務表 ・ 出勤簿 ・ 常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・ 入居者数が分かる書類
(1) 生活相談員	(1) 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。	適・否	平24条例95第218条第1項第1号 〈平11厚令37第175条第1項第1号〉	・ 職員勤務表 ・ 出勤簿 ・ 職員名簿 ・ 常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・ 入居者数が分かる書類
	(2) 生活相談員のうち1人以上は、常勤であるか。	適・否	平25道規則27第71条第4項 〈平11厚令37第175条第4項〉	
(2) 看護職員又は介護職員	(1) 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であるか。	適・否	平24条例95第218条第1項第2号ア 〈平11厚令37第175条第1項第2号イ〉	・ 職員勤務表 ・ 出勤簿 ・ 職員名簿 ・ 常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・ 入居者数が分かる書類
	(2) 看護職員の数、利用者の数が30を超えない指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、1以上となっているか。 また、利用者の数が30を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上となっているか。	適・否	平24条例95第218条第1項第2号イ 平25道規則27第71条第1項 〈平11厚令37第175条第1項第2号ロ〉	
	(3) 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されているか。	適・否	平24条例95第218条第1項第2号ウ 〈平11厚令37第175条第1項第2号ハ〉	
	(4) 看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者となっているか。	適・否	平25道規則第71条第5項 〈平11厚令37第175条第5項〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(3) 機能訓練指導員	(1) 1以上となっているか。	適・否	平24条例95第218条第1項第3号 〈平11厚令37第175条第1項第3号〉	<ul style="list-style-type: none"> 職員勤務表 出勤簿 免許証等(写)
	(2) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であるか。 (ただし、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。) ・この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）の資格を有する者とする。	適・否	平24条例95第218条第2項 平25道規則27第71条第6項 〈平11厚令37第175条第6項〉 平11老企25第3の十の1(3)	
(4) 計画作成担当者	(1) 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）となっているか。	適・否	平24条例95第218条第1項第4号 〈平11厚令37第175条第1項第4号〉	<ul style="list-style-type: none"> 職員勤務表 出勤簿 介護支援専門員証(写) 経歴書
	(2) 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとなっているか。 (ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。) また、当該介護支援専門員の介護支援専門員証は有効期間内となっているか。	適・否 適・否	平24条例95第218条第3項 平25道規則27第71条第7項 〈平11厚令37第175条第7項〉	
	<p>＜参考＞ 介護支援専門員証の有効期間は5年間で、有効期間の満了日までに更新交付申請をしないと、証が無効になります。</p>			
※経過措置 (介護予防も同様)	(1)平成36年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第381条の規定にかかわらず、次のとおりとする。 ア 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。 イ 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型介護予防指定特定施設の実情に応じた適当数	適・否 該当なし	平24条例95附則第1条第1項(1) 〈平11厚令37附則第14条〉	
	(2)平成36年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第392条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。	適・否 該当なし	平24条例95附則第1条第1項(2) 〈平11厚令37附則第15条〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受けている場合 (1) 生活相談員	指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、第2の1の規定にかかわらず、特定施設従業員の員数は、それぞれ次のとおりとなっているか。	該当なし	平25道規則27第71条第2項 〈平11厚令37第175条第2項〉	・職員勤務表 ・出勤簿 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・入居者数が分かる書類
	(1) 常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者の合計数(総利用者数)が100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。	適・否	平25道規則27第71条第2項第1号 〈平11厚令37第175条第2項第1号〉	
	(2) 生活相談員のうち1人以上は、常勤であるか。	適・否	平25道規則27第71条第4項 〈平11厚令37第175条第4項〉	
(2) 看護職員又は介護職員	(1) 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービス利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であるか。 ※ 「看護職員及び介護職員の合計数」について、要介護者の利用者の数に、要支援の利用者1人を要介護者0.3人と換算して合計した利用者数をもとに、3又はその端数を増すごとに1以上と算出するものとする。	適・否	平25道規則27第71条第2項第2号ア 〈平11厚令37第175条第2項第2号イ〉 平11老企25第3の十の1の(1)の②	・職員勤務表 ・出勤簿 ・職員名簿 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・入居者数が分かる書類
	(2) 看護職員の数、総利用者数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上となっているか。 また、総利用者数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上となっているか。	適・否	平25道規則27第71条第2項第2号イ 〈平11厚令37第175条第2項第2号ロ〉	
	(3) 常に1以上の指定特定施設入所者生活介護及び指定介護予防特定施設入所者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されているか。 (ただし、指定介護予防特定施設入所者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りではない。)	適・否	平25道規則27第71条第2項第2号ウ 〈平11厚令37第175条第2項第2号ハ〉	
	(4) 看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者となっているか。 (ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば差し支えない。)	適・否	平25道規則27第71条第8項 〈平11厚令37第175条第8項〉	
(3) 機能訓練指導員	(1) 1以上となっているか。	適・否	平25道規則27第71条第2項第3号 〈平11厚令37第175条第2項第3号〉	・職員勤務表 ・出勤簿 ・免許証等(写)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(3) 機能訓練指導員	<p>(2) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であるか。 (ただし、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。)</p> <p>・この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師（はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）の資格を有する者とする。</p>	適・否	平25道規則27第71条第6項 〈平11厚令37第175条第6項〉 平11老企25第3の十の1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 職員勤務表 出勤簿 免許証等(写)
(4) 計画作成担当者	(1) 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）となっているか。	適・否	平25道規則27第71条第2項第4号 〈平11厚令37第175条第2項第4号〉	<ul style="list-style-type: none"> 職員勤務表 出勤簿 介護支援専門員証(写) 経歴書
	<p>(2) 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとなっているか。 (ただし、利用者及び介護予防サービスの利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。)</p> <p>・また、当該介護支援専門員の介護支援専門員証は有効期間内となっているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	平25道規則27第71条第7項 〈平11厚令37第175条第7項〉	
3 利用者の数	利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値となっているか。 (ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。)	適・否	平25道規則27第71条第3項 〈平11厚令37第175条第3項〉	前年度の利用者実績がわかる書類
4 管理者	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)	適・否	平24条例95第219条 〈平11厚令37第176条〉	<ul style="list-style-type: none"> 職員勤務表 出勤簿

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
第3 設備に関する基準 1 設備	(1) 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。 ただし、(1)の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物でなくても差し支えない。 ① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	適・否	法第74条第2項 平24条例95第220条第1項、第2項 平25道規則27第72条第1項第1号～第3号 〈平11厚令37第177条第1項、第2項〉	・事業所の平面図 ・設備、備品台帳
	(2) 指定特定施設は、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しているか。 （ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことは差し支えない。）	適・否	平24条例95第220条第3項 〈平11厚令37第177条第3項〉	
(1) 介護居室	(1) 一の居室の定員は、1人となっているか。 （ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人としても差し支えない。）	適・否	平24条例95第220条第4項第1号 〈平11厚令37第177条第4項第1号〉	・事業所の平面図
	(2) プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであるか。	適・否		
	(3) 地階に設けていないか。	適・否		
	(4) 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。	適・否		
(2) 一時介護室	介護を行うために適当な広さを有しているか。	適・否	平24条例95第220条第4項第2号 〈平11厚令37第177条第4項第2号〉	・事業所の平面図
(3) 浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。	適・否	平24条例95第220条第4項第3号 〈平11厚令37第177条第4項第3号〉	・事業所の平面図
(4) 便所	居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えているか。	適・否	平24条例95第220条第4項第4号 〈平11厚令37第177条第4項第4号〉	・事業所の平面図
(5) 食堂	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。	適・否	平24条例95第220条第4項第5号 〈平11厚令37第177条第4項第5号〉	・事業所の平面図

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(6) 機能訓練室	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。 ・ 上記(1)、(2)、(5)及び(6)でいう「適当な広さ」の具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示がされているか。	適・否 適・否	平24条例95第220条第4項第6号 〈平11厚令37第177条第4項第6号〉 平11老企25第3の十の2(3)	・事業所の平面図
※ 経過措置	平成36年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第383条及び第394条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。	適・否 該当なし	平24条例95附則第3条 〈平11厚令37附則第16条〉	
2 構造	(1) 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有しているか。	適・否	平24条例95第220条第5項 〈平11厚令37第177条第5項〉	・事業所の平面図 ・設備、備品台帳 ・建築確認書等
	(2) 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。	適・否	平24条例95第220条第6項 〈平11厚令37第177条第6項〉	
	(3) 指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによるか。	適・否	平24条例95第220条第7項 〈平11厚令37第177条第7項〉	
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び契約の締結等	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しているか。	適・否	法第74条第2項 平24条例95第221条第1項 〈平11厚令37第178条第1項〉	・運営規定 ・説明書 ・入居申込書 ・同意書 ・契約書等
	(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。 また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載しているか。	適・否	平11老企25第3の十の3(1)	
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはいないか。	適・否	平24条例95第221条第2項 〈平11厚令37第178条第2項〉	
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ(1)の契約に係る文書に明記しているか。	適・否	平24条例95第221条第3項 〈平11厚令37第178条第3項〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
2 受給資格等の確認	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適・否	平24条例95第237条準用（第12条第1項） 〈平11厚令37第192条準用（第11条第1項）〉	・サービス提供票 ・利用者に関する記録
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定特定施設入居者生活介護を提供するように努めているか。	適・否	平24条例95第237条準用（第12条第2項） 〈平11厚令37第192条準用（第11条第2項）〉 法第73条第2項	
3 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ・ 必要な援助とは ① 要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ② 利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。	適・否	平24条例95第237条準用（第13条第1項） 〈平11厚令37第192条準用（第12条第1項）〉	・利用者に関する記録
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	適・否	平24条例95第237条準用（第13条第2項） 〈平11厚令37第192条準用（第12条第2項）〉	
4 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではないか。	適・否	平24条例95第222条第1項 〈平11厚令37第179条第1項〉	・入居申込書 ・入居申込受付簿
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていないか。	適・否	平24条例95第222条第2項 〈平11厚令37第179条第2項〉	・介護サービス記録
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者等が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じているか。	適・否	平24条例95第222条第3項 〈平11厚令37第179条第3項〉	・紹介の記録
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めているか。	適・否	平24条例95第222条第4項 〈平11厚令37第179条第4項〉	・利用者に関する記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
5 サービスの提供の記録	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。	適・否	平24条例95第224条第1項 〈平11厚令37第181条第1項〉	・介護サービス記録
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	適・否	平24条例95第224条第2項 〈平11厚令37第181条第2項〉	
6 利用料等の受領	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1割相当額の支払いを受けているか。(平成27年7月31日まで) ・ 1割又は2割相当額の支払いを受けているか。(平成27年8月1日から平成30年7月31日まで) ・ 1割、2割又は3割相当の支払いを受けているか。(平成30年8月1日以降) 	適・否 該当なし	平24条例95第225条第1項 〈平11厚令37第182条第1項〉	・特定施設サービス計画書 ・領収証控 ・運営規程 ・同意に関する記録
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 {法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した場合} <ul style="list-style-type: none"> ・ 10割相当額の支払いを受けているか。 	適・否 該当なし 適・否 該当なし	平24条例95第225条第2項 〈平11厚令37第182条第2項〉	
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ① 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ② おむつ代 ③ ①、②に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担されることが適当と認められるもの。 なお、③の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱われているか。	適・否	平24条例95第225条第3項 平25道規則27第73条 〈平11厚令37第182条第3項〉 平11老企25第3の十の3(4)の② 平12老企54	
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	適・否	平24条例95第225条第4項 〈平11厚令37第182条第4項〉	
	(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。	適・否	法第41条第8項	

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	<p>(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定特定施設入居者生活介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 領収証には費用区分を明確にしているか <ul style="list-style-type: none"> ① 基準により算定した費用の額又は現に要した費用 ② その他の費用（個別の費用ごとの区分） 	適・否	施行規則第 65 条	
7 保険給付の請求のための証明書の交付	指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	適・否	平24条例95第237条準用（第22条） 〈平11厚令37第192条準用（第21条）〉	・ サービス提供証明書（控） （介護給付費明細書代用可）
8 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。	適・否	平24条例95第226条第1項 〈平11厚令37第183条第1項〉	・ 特定施設サービス計画書 ・ 使用しているパンフレット等
	(2) 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。	適・否	平24条例95第226条第2項 〈平11厚令37第183条第2項〉	・ 身体拘束に関する記録 ・ 介護日誌
	(3) 指定特定施設の特設施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否	平24条例95第226条第3項 〈平11厚令37第183条第3項〉	・ 研修受講修了証明書 ・ 研修計画、出張命令 ・ 研修会資料 ・ 改善計画 ・ 評価を実施した記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(8 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)	<p>(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。</p> <p>(身体拘束の対象となる具体的行為)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 	適・否	平24条例95第226条第4項 〈平11厚令37第183条第4項〉 平13老発155（身体拘束ゼロへの手引き）	
	<p>(5) 指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。</p> <p>そのため、事業所の管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど、意識啓発に努めているか。</p>	適・否	平13老発155の2,3	
	<p>(6) 指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか。</p> <p>(改善計画に盛り込む内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業所内の推進体制 ② 介護の提供体制の見直し ③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き ④ 事業所の設備等の改善 ⑤ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取組 ⑥ 利用者の家族への十分な説明 ⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標 	適・否	平13老発155の3,5	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等						
(8) 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)	(7) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 なお、記録に当たっては「身体拘束ゼロの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」等を参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。	適・否	平24条例95第226条第5項 〈平11厚令37第183条第5項〉 平13老発155の6							
	(8) 指定特定施設入所者生活介護は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体的拘束適正化検討委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (具体例) ・身体的拘束等について報告様式を作成 ・身体的拘束等の発生ごとに記録し、報告 ・身体的拘束適正化検討委員会において分析し、適正性と適正化策を検討する。 ・委員会の結果を従業者に周知徹底 ・適正化策を講じた後、その効果について評価	適・否	平24条例95第226条第6項 〈平11厚令37第183条第6項〉 平11老企25第3の十の3(5)の②	・身体的拘束等適正化検討委員会等規定 ・身体的拘束等適正化検討委員会等議事録 ・介護日誌 ・身体的拘束等の適正化のための指針 ・研修計画						
	② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・指針作成年月日〔年 月 日〕 (指針に盛り込む内容) ・身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ・身体的拘束適正化検討委員会等の組織に関する事項 ・職員研修に関する基本的方針 ・施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ・身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他必要事項	適・否	平24条例95第226条第6項 平11老企25第3の十の3(5)の③							
	③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>開催年月日</th> <th>出席者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	開催年月日	出席者					適・否	平24条例95第226条第6項 平11老企25第3の十の3(5)の④	
	開催年月日	出席者								
(9) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否	平24条例95第226条第7項 〈平11厚令37第183条第7項〉								
9 特定施設サービス計画の作成	(1) 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	適・否	平24条例95第227条第1項 〈平11厚令37第184条第1項〉	・特定施設サービス計画書						
	(2) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。	適・否	平24条例95第227条第2項 〈平11厚令37第184条第2項〉	・利用者に関する記録 ・利用者の能力、環境等を評価した記録						

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等	
	(3) 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しているか。	適・否	平24条例95第227条第3項 〈平11厚令37第184条第3項〉	<ul style="list-style-type: none"> ・協議記録 ・特定施設サービス計画原案 ・原案に対する同意書 	
	(4) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	適・否	平24条例95第227条第4項 〈平11厚令37第184条第4項〉		
	(5) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しているか。	適・否	平24条例95第227条第5項 〈平11厚令37第184条第5項〉		
	(6) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行っているか。	適・否	平24条例95第227条第6項 〈平11厚令37第184条第6項〉		
	(7) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の変更を行う際も上記(2)から(5)に準じて取り扱っているか。	適・否	平24条例95第227条第7項 〈平11厚令37第184条第7項〉		
	(8) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から特定施設サービス計画の提供の求めがあった際には、当該特定施設サービス計画を提供することに協力するよう努めているか。	適・否	平11老企25第3の十の3(6)(準用同一3(13)の⑥)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設サービス計画の提供記録 	
	10 介護	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 なお、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格を十分に配慮して実施しているか。	適・否	平24条例95第228条第1項 〈平11厚令37第185条第1項〉 平11老企25第3の十の3(7)の①	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設サービス計画書
		(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを実施しているか。	適・否	平24条例95第228条第2項 〈平11厚令37第185条第2項〉	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴記録
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	適・否	平24条例95第228条第3項 〈平11厚令37第185条第3項〉	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設サービス計画書 ・利用者に関する記録 	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(10 介護)	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(1)から(3)のほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	適・否	平24条例95第228条第4項 〈平11厚令37第185条第4項〉	・利用者に関する記録
11 機能訓練	指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。	適・否	平24条例95第237条準用(第159条) 〈平11厚令37第192条準用(第132条)〉	・利用者に関する記録
12 健康管理	指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	適・否	平24条例95第229条 〈平11厚令37第186条〉	・利用者に関する記録 ・看護記録
13 相談及び援助	指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っているか。	適・否	平24条例95第230条 〈平11厚令37第187条〉	・利用者に関する記録 ・相談記録等
14 利用者の家族との連携等	指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	適・否	平24条例95第231条 〈平11厚令37第188条〉	・利用者に関する記録 ・面会に関する記録
15 利用者に関する市町村への通知	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	適・否 該当なし	平24条例95第237条準用(第27条) 〈平11厚令37第192条準用(第26条)〉	・市町村に送付した通知に係る記録
16 緊急時等の対応	(1) 特定施設従業者は、現に指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 ・緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。	適・否 適・否	平24条例95第237条準用(第55条) 〈平11厚令37第192条準用(第51条)〉	・運営規程 ・連絡体制に関する書類
	(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	適・否	準用(平11老企25第3の2の3(3)の②)	・契約書
17 管理者の責務	(1) 指定特定施設の管理者は、指定特定施設の従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適・否	平24条例95第237条準用(第56条第1項) 〈平11厚令37第192条準用(第52条第1項)〉	・組織図・組織規程 ・職務分担表 ・業務報告書 ・業務日誌等
	(2) 指定特定施設の管理者は、当該指定特定施設の従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	適・否	平24条例95第237条準用(第56条第2項) 〈平11厚令37第192条準用(第52条第2項)〉	
18 利用者の家族との連携	指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	適・否	平24条例95第231条 〈平11厚令37第188条〉	・事業計画(報告)書等 ・入所者に関する記録 ・面会記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(20 勤務体制の確保等)	⑥ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ⑦ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項			
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は上記③及び⑤の確認の結果の記録を作成し、2年間保存しているか。また、上記④の指示は文書により行っているか。	適・否	平11老企25第3の十の3(11)の③④⑤	
	(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(3)のただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	適・否	平24条例95第233条第3項 〈平11厚令37第190条第3項〉	
	(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適・否	平24条例95第233条第4項 〈平11厚令37第190条第4項〉	
21 協力医療機関等	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 ・ 契約内容は適切か。(夜間・休日の受入体制等) 協力医療機関は、特定施設から近距離にあることが望ましい。	適・否 適・否	平24条例95第234条第1項 〈平11厚令37第191条第1項〉 平11老企25第3の十の3の(12)①	・ 掲示板 ・ 契約書
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 ・ 協力歯科医療機関の有無 協力歯科医療機関は、特定施設から近距離にあることが望ましい。	適・否	平24条例95第234条第2項 〈平11厚令37第191条第2項〉 平11老企25第3の十の3の(12)①	
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	適・否	平11老企25第3の十の3の(12)②	
22 地域との連携等	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適・否	平24条例95第235条第1項 〈平11厚令37第191条の2第1項〉	・ 活動状況報告書
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適・否	平24条例95第235条第2項 〈平11厚令37第191条の2第2項〉	
23 非常災害対策	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ※ 別紙により詳細確認	適・否	平24条例95第237条準用(第110条第1項) 〈平11厚令37第192条準用(第103条)〉	・ 消防計画(消防計画に準ずる計画) ・ 訓練記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(23 非常災害対策)	<p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域の特性等」には、事業所の所在地域（沿岸地域か、山間地域など）、土砂災害等の危険の有無など、立地環境を考慮。 <p>※ 別紙により詳細確認</p> <p>なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規制第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定特定施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p>	適・否	平24条例95第237条準用（第110条第2項） 平25施運第1189号準用（平11老企25第3の六の3(6)）	<ul style="list-style-type: none"> 消防計画（消防計画に準ずる計画） 訓練記録
24 衛生管理等	(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。	適・否		<ul style="list-style-type: none"> 受水槽の清掃記録 衛生マニュアル等
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	適・否	平24条例95第237条準用（第111条第1項） 〈平11厚令37第192条準用（第104条第1項）〉	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒防止等の研修記録簿 指導等に関する記録 現場を確認
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 また、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。	適・否	平24条例95第237条準用（第111条第2項） 〈平11厚令37第192条準用（第104条第2項）〉 準用（平11老企25第3の六の3(7)の①）	
	(4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適・否	準用（平11老企25第3の六の3(7)の③）	
25 掲示	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設の見やすい場所に、運営規程の概要、特定施設従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否	平24条例95第237条準用（第34条） 〈平11厚令37第192条準用（第32条）〉	<ul style="list-style-type: none"> 掲示物
	<ul style="list-style-type: none"> 記載事項、文字の大きさ、掲示方法等の確認 掲示事項の内容は、届け出ている内容や実態に相違していないか。 	適・否		
26 秘密保持等	(1) 指定特定施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否	平24条例95第237条準用（第35条第1項） 〈平11厚令37第192条準用（第33条第1項）〉	<ul style="list-style-type: none"> 就業時の取り決め等の記録 利用者の同意書 実際に使用された文書等（会議資料等）
	<ul style="list-style-type: none"> 秘密保持のため必要な措置を講じているか（例えば雇用時の取り決め等を行っているか）。 	適・否		

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(26 秘密保持等)	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否	平24条例95第237条準用(第35条第2項) 〈平11厚令37第192条準用(第33条第2項)〉	<ul style="list-style-type: none"> ・就業時の取り決め等の記録 ・利用者の同意書 ・実際に使用された文書等(会議資料等)
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配付される範囲等)がなされているか。 ・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。 	適・否 適・否 適・否	平24条例95第237条準用(第35条第3項) 〈平11厚令37第192条準用(第33条第3項)〉	
27 広告	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 <ul style="list-style-type: none"> ・広告の内容が施設の概要や運営規程と異なる点はないか。 	適・否 適・否	平24条例95第237条準用(第36条) 〈平11厚令37第192条準用(第34条)〉	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告
28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否	平24条例95第237条準用(第37条) 〈平11厚令37第192条準用(第35条)〉	
29 苦情処理	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。 	適・否 適・否	平24条例95第237条準用(第38条第1項) 〈平11厚令37第192条準用(第36条第1項)〉 準用(平11老企25第3の一の3(23)の①)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・揭示物 ・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否	平24条例95第237条準用(第38条第2項) 〈平11厚令37第192条準用(第36条第2項)〉	
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適・否	準用(平11老企25第3の一の3(23)の②)	
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否 該当なし	平24条例95第237条準用(第38条第3項) 〈平11厚令37第192条準用(第36条第3項)〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(29 苦情処理)	(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善内容を市町村に報告しているか。	適・否 該当なし	平24条例95第237条準用(第38条第4項) 〈平11厚令37第192条準用(第36条第4項)〉	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録
	(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176号第1項第2号の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否 該当なし	平24条例95第237条準用(第38条第5項) 〈平11厚令37第192条準用(第36条第5項)〉	
	(7) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否 該当なし	平24条例95第237条準用(第38条第6項) 〈平11厚令37第192条準用(第36条第6項)〉	
30 地域との連携	指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適・否	平24条例95第237条準用(第39条) 〈平11厚令37第192条準用(第36条の2)〉	・苦情に関する記録
31 事故発生時の対応	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否	平24条例95第237条準用(第40条第1項) 〈平11厚令37第192条準用(第37条第1項)〉	<ul style="list-style-type: none"> ・事故対応マニュアル ・事故に関する記録
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の事故が利用者の死亡事故その他重大な事故であるときは、速やかに道に報告しているか。 ※ 重大な事故とは、利用者の死亡事故、虐待(不適切処遇(疑)含む)、失踪・行方不明(捜索願を出したもの)、火災事故、不法行為等をいい、サービス提供中の事故については、送迎・通院等を含み、事業者の過失の有無を問わない。	適・否	平24条例95第237条準用(第40条第2項) 平25施運第1189号	
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)及び(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否	平24条例95第237条準用(第40条第3項) 〈平11厚令37第192条準用(第37条第2項)〉	
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否	平24条例95第237条準用(第40条第4項) 〈平11厚令37第192条準用(第37条第3項)〉	
	(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否	準用(平11老企25第3の一の3(24)の③)	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
32 会計の区分	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適・否	平24条例95第237条準用(第41条) 〈平11厚令37第192条準用(第38条)〉	・会計関係書類
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適・否	平13老振18	
33 記録の整備	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適・否	平24条例95第236条第1項 〈平11厚令37第191条の3第1項〉	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者に関する名簿 ・設備・備品台帳 ・会計関係書類 ・各種保存書類 ・特定施設サービス計画書 ・サービス提供証明書 ・市町村への通知に係る記録
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（利用者へのサービス提供が終了した日）から2年間保存しているか。 ① 特定施設サービス計画 ② 条例第224条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 条例第226条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 条例第223条第3項に規定する結果等の記録 ⑤ 条例第27条の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ⑥ 条例第38条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑦ 条例第40条第3項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	適・否	平24条例95第236条第2項 〈平11厚令37第191条の3第2項〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
第5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。	適・否	平24条例95第239条第1項 〈平11厚令37第192条の3第1項〉	・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。	適・否	平24条例95第239条第2項 〈平11厚令37第192条の3第2項〉	
1 基本方針				
2 人員に関する基準 (1) 従業者の員数	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者の員数は、次のとおりとなっているか。	該当なし	平24条例95第240条第1項 〈平11厚令37第192条の4第1項〉	・職員勤務表 ・出勤簿 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・入居者数が分かる書類
① 生活相談員	(1) 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。	適・否	平24条例95第240条第1項第1号 〈平11厚令37第192条の4第1項第1号〉	
	(2) 生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤であるか。 (ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。)	適・否	平25道規則27第74条第3項 〈平11厚令37第192条の4第5項〉	
② 介護職員	常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1人以上であるか。	適・否	平24条例95第240条第1項第2号 〈平11厚令37第192条の4第1項第2号〉	・職員勤務表 ・出勤簿 ・入居者数が分かる書類
③ 計画作成担当者	(1) 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）となっているか。	適・否	平24条例95第240条第1項第3号 〈平11厚令37第192条の4第1項第3号〉	・職員勤務表 ・出勤簿 ・介護支援専門員証(写) ・経歴書
	(2) 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は常勤となっているか。 (ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。) また、当該介護支援専門員の介護支援専門員証は有効期間内となっているか。	適・否 適・否	平25道規則27第74条第4項 〈平11厚令37第192条の4第6項〉	
※経過措置 (介護予防も同様)	(2)平成36年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第392条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。	適・否 該当なし	平24条例95附則第1条第1項(2) 〈平11厚令37附則第15条〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(2) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受けている場合	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとなっているか。	該当なし	平25道規則27第74条第1項 〈平11厚令37第192条の4第2項〉	
① 生活相談員	(1) 常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者の合計数(総利用者数)が100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。	適・否	平25道規則27第74条第1項第1号 〈平11厚令37第192条の4第2項第1号〉	・職員勤務表 ・出勤簿 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・入居者数が分かる書類
	(2) 生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤であるか。 (ただし、利用者及び介護予防サービスの利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。)	適・否	平25道規則27第74条第3項 〈平11厚令37第192条の4第5項〉	
② 介護職員	常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上となっているか。	適・否	平25道規則27第74条第1項第2号 〈平11厚令37第192条の4第2項第2号〉	・職員勤務表 ・出勤簿 ・入居者数が分かる書類
③ 計画作成担当者	(1) 1以上(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)となっているか。	適・否	平25道規則27第74条第1項第3号 〈平11厚令37第192条の4第2項第3号〉	・職員勤務表 ・出勤簿 ・介護支援専門員証(写) ・経歴書
	(2) 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は常勤となっているか。 (ただし、利用者及び介護予防サービスの利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。)	適・否	平25道規則27第74条第4項 〈平11厚令37第192条の4第6項〉	
(3) 従業者	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定特定施設の従業者(外部サービス利用型特定施設従業者を含む。)を確保しているか。 (ただし、宿直時間帯にあっては、この限りではない。)	適・否	平24条例95第240条第2項 〈平11厚令37第192条の4第4項〉	・職員勤務表 ・出勤簿
(4) 管理者	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事して差し支えない。)	適・否	平24条例95第241条 〈平11厚令37第192条の5〉	・職員勤務表 ・出勤簿

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
3 設備に関する基準 (1) 設備	(1) 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。 ただし、(1)の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物でなくても差し支えない。 ① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。 ③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。	適・否	平24条例95第242条第1項、第2項 平25道規則27第75条第1項第1号～第3号 〈平11厚令37第192条の6第1項、第2項〉	・事業所の平面図 ・設備、備品台帳
	(2) 指定特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しているか。 (ただし、居室の面積が25㎡以上である場合には、食堂を設けなくても差し支えない。)	適・否	平24条例95第242条第3項 平25道規則27第75条第2項 〈平11厚令37第192条の6第3項〉	
① 居室	(1) 一の居室の定員は、1人となっているか。 (ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人としても差し支えない。 (・平成18年4月1日から引き続き存する養護老人ホームである特定施設には、適用しない)	適・否	平24条例95第242条第4項第1号 平25道規則27附則12 〈平11厚令37第192条の6第4項第1号〉	・事業所の平面図
	(2) プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであるか。	適・否		
	(3) 地階に設けていないか。	適・否		
	(4) 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。	適・否		
	(5) 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けているか。	適・否		
② 浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。	適・否	平24条例95第242条第4項第2号 〈平11厚令37第192条の6第4項第2号〉	・事業所の平面図
③ 便所	居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えているか。	適・否	平24条例95第242条第4項第3号 〈平11厚令37第192条の6第4項第3号〉	・事業所の平面図

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
④ 食堂	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。	適・否	平24条例95第242条第4項第4号 〈平11厚令37第192条の6第4項第4号〉	・事業所の平面図
※ 経過措置	平成36年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第383条及び第394条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。	適・否 該当なし	平24条例95附則第3条 〈平11厚令37附則第16条〉	
(2) 構造	(1) 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有しているか。	適・否	平24条例95第242条第5項 〈平11厚令37第192条の6第5項〉	・事業所の平面図 ・設備、備品台帳 ・建築確認書等
	(2) 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。	適・否	平24条例95第242条第6項 〈平11厚令37第192条の6第6項〉	
	(3) 指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによるか。 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、設備基準を満たしているものとみなして差し支えない。	適・否	平24条例95第242条第7項 〈平11厚令37第192条の6第7項〉 平25道規則27第75条第3項 〈平11厚令37第192条の6第8項〉	
4 運営に関する基準 (1) 内容及び手続の説明及び契約の締結等	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しているか。	適・否	平24条例95第243条第1項 〈平11厚令37第192条の7第1項〉	・運営規定 ・説明書 ・入居申込書 ・同意書 ・契約書等
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはいないか。	適・否	平24条例95第243条第2項 〈平11厚令37第192条の7第2項〉	
	(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続きをあらかじめ(1)の契約に係る文書に明記しているか。	適・否	平24条例95第243条第3項 〈平11厚令37第192条の7第3項〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(2) 受給資格等の確認	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適・否	平24条例95第248条準用（第12条第1項） 〈平11厚令37第192条の12準用（第11条第1項）〉	・サービス提供票 ・利用者に関する記録
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するように努めているか。	適・否	平24条例95第248条準用（第12条第2項） 〈平11厚令37第192条の12準用（第11条第2項）〉	
(3) 要介護認定の申請に係る援助	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	適・否	平24条例95第248条準用（第13条第1項） 〈平11厚令37第192条の12準用（第12条第1項）〉	・利用者に関する記録
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	適・否	平24条例95第248条準用（第13条第2項） 〈平11厚令37第192条の12準用（第12条第2項）〉	
(4) 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではいないか。	適・否	平24条例95第248条準用（第222条第1項） 〈平11厚令37第192条の12準用（第179条第1項）〉	・入居申込書 ・入居申込受付簿
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に代えて当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていないか。	適・否	平24条例95第248条準用（第222条第2項） 〈平11厚令37第192条の12準用（第179条第2項）〉	・介護サービス記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者等が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第222条第3項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第179条第3項)〉	・紹介の記録
	(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第222条第4項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第179条第4項)〉	・利用者に関する記録
(5) 法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意	老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム及び施行規則第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅である指定特定施設において外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しているか。 また、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、市町村(又は国民健康保険団体連合会)に対して、法定代理受領サービスの利用について利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を提出しているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第223条) 〈平11厚令37第192条の12準用(第180条)〉 準用(平11老企25第3の十の3(3))	・特定施設サービス計画書 ・利用者の同意に関する書類
(6) サービスの提供の記録	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第224条第1項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第181条第1項)〉	・介護サービス記録
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、基本サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第224条第2項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第181条第2項)〉	
(7) 利用料等の受領	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	適・否 該当なし	平24条例95第248条準用(第225条第1項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第182条第1項)〉	・特定施設サービス計画書 ・領収証控 ・運営規程 ・同意に関する記録
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	適・否 該当なし	平24条例95第248条準用(第225条第2項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第182条第2項)〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	<p>(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>① 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>② おむつ代</p> <p>③ ①、②に掲げるもののほか、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担されることが適当と認められるもの。</p> <p>なお、③の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱われているか。</p>	適・否	平24条例95第248条準用(第225条第3項) 平25道規則27第76条第2項準用(第73条) 〈平11厚令37第192条の12準用(第182条第3項)〉 準用(平11老企25第3の十の3(5)の②) 平12老企54	
	(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第225条第4項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第182条第4項)〉	
	(5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付しているか。	適・否	法第41条第8項	
	(6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	適・否	施行規則第65条	
(8) 保険給付の請求のための証明書の交付	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第22条) 〈平11厚令37第192条の12準用(第21条)〉	・サービス提供証明書(控) (介護給付費明細書代用可)
(9) 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第226条第1項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第183条第1項)〉	・特定施設サービス計画書 ・使用しているパンフレット等 ・身体拘束に関する記録
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第226条第2項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第183条第2項)〉	・介護日誌

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(9) 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)	(3) 外部サービス利用型指定特定施設の特設施設従業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第226条第3項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第183条第3項)〉	
	(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	適・否	平24条例95第248条準用(第226条第4項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第183条第4項)〉	・研修受講修了証明書 ・研修計画、出張命令 ・研修会資料 ・改善計画 ・評価を実施した記録
	(5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 そのため、事業所の管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど、意識啓発に努めているか。	適・否	平13老発155の2,3	
	(6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか。 (改善計画に盛り込む内容) ① 事業所内の推進体制 ② 介護の提供体制の見直し ③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き ④ 事業所の設備等の改善 ⑤ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取組 ⑥ 利用者の家族への十分な説明 ⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標	適・否	平13老発155の3,5	
	(7) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 なお、記録に当たっては「身体拘束ゼロの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」等を参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第226条第5項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第183条第5項)〉 平13老発155の6	
	(8) 指定特定施設入居者生活介護事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体的拘束適正化検討委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (具体例) ・身体的拘束等について報告様式を作成 ・身体的拘束等の発生ごとに記録し、報告 ・身体的拘束適正化検討委員会において分析し、適正性と適正化策を検討する。 ・委員会の結果を従業者に周知徹底 ・適正化策を講じた後、その効果について評価	適・否	平24条例95第248条準用(第226条第6項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第183条第6項)〉 準用(平11老企25第3の十の3(5)の②)	・身体的拘束等適正化検討委員会等規定 ・身体的拘束等適正化検討委員会等議事録 ・介護日誌 ・身体的拘束等の適正化のための指針 ・研修計画

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等						
(9) 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)	② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・指針作成年月日〔 年 月 日〕 (指針に盛り込む内容) ・身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ・身体的拘束適正化検討委員会等の組織に関する事項 ・職員研修に関する基本的方針 ・施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ・身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他必要事項	適・否	準用(平11老企25第3の十の3(5)の③)							
	③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>開催年月日</th> <th>出席者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	開催年月日	出席者					適・否	準用(平11老企25第3の十の3(5)の④)	
	開催年月日	出席者								
(9) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第226条第7項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第183条第7項)〉								
(10) 特定施設サービス計画の作成	(1) 外部サービス利用型指定特定施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第227条第1項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第184条第1項)〉	・特定施設サービス計画書						

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(2) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第227条第2項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第184条第2項)〉	・利用者に関する記録 ・利用者の能力、環境等を評価した記録
	(3) 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第227条第3項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第184条第3項)〉	・協議記録 ・特定施設サービス計画原案 ・同意書
	(4) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第227条第4項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第184条第4項)〉	
	(5) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第227条第5項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第184条第5項)〉	
	(6) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行っているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第227条第6項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第184条第6項)〉	
	(7) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の変更を行う際も上記(2)から(5)に準じて取り扱っているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第227条第7項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第184条第7項)〉	
	(8) 北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画その他の北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から特定施設サービス計画の提供の求めがあった際には、当該特定施設サービス計画を提供することに協力するよう努めているか。	適・否	平11老企25第3の十の二3(6)(同十3(6)参照)	・特定施設サービス計画の提供記録
(11) 受託居宅サービスの提供	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じているか。	適・否	平24条例95第244条第1項 〈平11厚令37第192条の8第1項〉	・特定施設サービス計画書

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合には、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。	適・否	平24条例95第244条第2項 〈平11厚令37第192条の8第2項〉	・利用者に関する記録
(12) 相談及び援助	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第230条) 〈平11厚令37第192条の12準用(第187条)〉	・利用者に関する記録 ・相談記録等
(13) 利用者の家族との連携等	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第231条) 〈平11厚令37第192条の12準用(第188条)〉	・利用者に関する記録 ・面会に関する記録
(14) 利用者に関する市町村への通知	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	適・否 該当なし	平24条例95第248条準用(第27条) 〈平11厚令37第192条の12準用(第26条)〉	・市町村に送付した通知に係る記録
(15) 緊急時等の対応	(1) 外部サービス利用型特定施設従業者は、現に外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第55条) 〈平11厚令37第192条の12準用(第51条)〉	・運営規程 ・連絡体制に関する書類
	(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めてあるか。	適・否	準用(平11老企25第3の2の3(3)の②)	・契約書
(16) 管理者の責務	(1) 外部サービス利用型指定特定施設の管理者は、外部サービス利用型特定施設従業者の管理及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第56条) 〈平11厚令37第192条の12準用(第52条第1項)〉	・組織図・組織規程 ・職務分担表 ・業務報告書 ・業務日誌等
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設の管理者は、当該外部サービス利用型特定施設従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第56条) 〈平11厚令37第192条の12準用(第52条第2項)〉	
(17) 運営規程	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務内容	適・否	平24条例95第245条 〈平11厚令37第192条の9〉	・運営規程 ・指定申請及び変更届(写)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	③ 入居定員及び居室数 ④ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地 ⑥ 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 ⑦ 施設の利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ その他運営に関する重要事項			
(18) 受託居宅サービス事業者への委託	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行っているか。	適・否	平24条例95第246条第1項 〈平11厚令37第192条の10第1項〉	・委託契約書
	(2) 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）であるか。	適・否	平24条例95第246条第2項 〈平11厚令37第192条の10第2項〉	
	(3) 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護としているか。	適・否	平24条例95第246条第3項 〈平11厚令37第192条の10第3項〉	
	(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、(1)に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。	適・否	平24条例95第246条第4項 〈平11厚令37第192条	
	(5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(3)に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、(4)の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、(1)に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。	適・否	平24条例95第246条第5項 〈平11厚令37第192条の10第5項〉	
	(6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(3)の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しているか。	適・否	平24条例95第246条第6項 〈平11厚令37第192条の10第6項〉	
	(7) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に対して、業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。	適・否	平24条例95第246条第7項 〈平11厚令37第192条の10第7項〉	
	(8) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	適・否	平24条例95第246条第8項 〈平11厚令37第192条の10第8項〉	・受託サービスに係る確認の記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(19) 勤務体制の確保等	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し適切な基本サービスその他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第233条第1項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第190条第1項)〉	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 ・研修受講修了証明書 ・研修計画等 ・勤務時間が確認できる書類 ・賃金台帳
	(2) 外部サービス利用型特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上に明確にしているか。	適・否	準用(平11老企25第3の十の3(12)の①)	
	(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該外部サービス利用型指定特定施設の従業者によって基本サービスを提供しているか。 (ただし、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。)	適・否	平24条例95第248条準用(第233条第2項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第190条第2項)〉	
	(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第233条第4項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第190条第4項)〉	
(20) 協力医療機関等	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第234条第1項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第191条第1項)〉	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板 ・契約書
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第234条第2項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第191条第2項)〉	
	(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	適・否	準用(平11老企25第3の十の3(13))	
(21) 地域との連携等	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第235条第1項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第191条の2第1項)〉	<ul style="list-style-type: none"> ・活動状況報告書
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した基本サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第235条第2項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第191条の2第2項)〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(22) 非常災害対策	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ※ 別紙により詳細確認	適・否	平24条例95第248条準用(第110条第1項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第103条)〉	・消防計画(消防計画に準ずる計画) ・訓練記録
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしているか。 ・「地域の特性等」には、事業所の所在地域(沿岸地域か、山間地域など)、土砂災害等の危険の有無など、立地環境を考慮。 ※ 別紙により詳細確認 なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規制第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定特定施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。	適・否	平24条例95第248条準用(第110条第2項) 平25施運第1189号 準用(平11老企25第3の六の3(6))	
(23) 衛生管理等	(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。	適・否		・受水槽の清掃記録 ・衛生マニュアル等
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第111条第1項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第104条第1項)〉	・食中毒防止等の研修記録簿 ・指導等に関する記録 ・現場確認
	(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 また、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第111条第2項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第104条第2項)〉 準用(平11老企25第3の六の3(7)の①)	
	(4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適・否	準用(平11老企25第3の六の3(7)の③)	
(24) 掲示	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設の見やすい場所に、運営規程の概要、外部サービス利用型特定施設従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第34条) 〈平11厚令37第192条の12準用(第32条)〉	・掲示物
(25) 秘密保持等	(1) 指定特定施設及び受託居宅サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否	平24条例95第248条準用(第35条第1項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第33条第1項)〉	・就業時の取り決め等の記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設及び受託居宅サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第35条第2項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第33条第2項)〉	・利用者の同意書 ・実際に使用された文書等(会議資料等)
	(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第35条第3項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第33条第3項)〉	
(26) 広告	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適・否	平24条例95第248条準用(第36条) 〈平11厚令37第192条の12準用(第34条)〉	・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告
(27) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否	平24条例95第248条準用(第37条) 〈平11厚令37第192条の12準用(第35条)〉	
(28) 苦情処理	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第38条第1項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第36条第1項)〉 準用(平11老企25第3の1の3(23)の①)	・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第38条第2項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第36条第2項)〉	
	(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であることの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適・否	準用(平11老企25第3の1の3(23)の②)	
	(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否 該当なし	平24条例95第248条準用(第38条第3項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第36条第3項)〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善内容を市町村に報告しているか。	適・否 該当なし	平24条例95第248条準用(第38条第4項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第36条第4項)〉	
	(6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否 該当なし	平24条例95第248条準用(第38条第5項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第36条第5項)〉	
	(7) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否 該当なし	平24条例95第248条準用(第38条第6項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第36条第6項)〉	
(29) 地域との連携	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第39条) 〈平11厚令37第192条の12準用(36条の2)〉	・苦情に関する記録
(30) 事故発生時の対応	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第40第1項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第37条第1項)〉	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の事故が利用者の死亡事故その他重大な事故であるときは、速やかに道に報告しているか。 ※ 重大な事故とは、利用者の死亡事故、虐待(不適切処遇(疑)含む)、失踪・行方不明(捜索願を出したもの)、火災事故、不法行為等をいい、サービス提供中の事故については、送迎・通院等を含み、事業者の過失の有無を問わない。	適・否	平24条例95第248条準用(第40条第2項) 平25施運第1189号	
	(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第40条第3項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第37条第2項)〉	
	(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第40条第4項) 〈平11厚令37第192条の12準用(第37条第3項)〉	
	(5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否	準用(平11老企25第3の一の3(24)の③)	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(31) 会計の区分	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに経理を区分するとともに、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適・否	平24条例95第248条準用(第41条) 〈平11厚令37第192条の12準用(第38条)〉	・会計関係書類
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適・否	平13老振18	
(32) 記録の整備	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備しているか。	適・否	平24条例95第247条第1項 〈平11厚令37第192条の11第1項〉	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者に関する名簿 ・設備・備品台帳 ・会計関係書類 ・各種保存書類 ・特定施設サービス計画書 ・サービス提供証明書 ・市町村への通知に係る記録
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(利用者へのサービス提供が終了した日)から2年間保存しているか。 ① 特定施設サービス計画 ② 条例第244条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録 ③ 条例第246条第8項に規定する結果等の記録 ④ 条例第27条の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ⑤ 条例第38条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑥ 条例第40条第3項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦ 条例第224条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑧ 条例第226条第5項の規定を準用する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑨ 条例第233条第3項の規定を準用する結果等の記録	適・否	平24条例95第247条第2項 〈平11厚令37第192条の11第2項〉	

■別紙 (非常災害対策)

確認項目	確認事項		根拠法令	関係書類																																																	
1 消防計画	消防計画を策定し、消防署に届出を行っているか。 届出年月日 (年 月 日)	適・否	消防法施行規則第3条	・ 消防計画策定届出書 ・ 消防計画																																																	
2 消防設備等	<p>消防法に基づく必要な消防用設備等が設置され、これらの設備について専門業者により定期的な点検は行われているか。 【消防設備等の設置の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>設置義務</th> <th>設 置</th> <th>法定点検結果等</th> <th>未設置設備の整備状況、点検不良箇所の改善状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火器具</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋内消火栓設備</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー設備</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動火災報知器</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>漏電火災警報器</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常通報装置</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常警報器具 又は非常警報装置</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難器具</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>誘導灯及び誘導標識</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・ また、点検の結果を消防署長へ報告し、修理・修繕等が必要な場合は改善されているか。</p>	設 備	設置義務	設 置	法定点検結果等	未設置設備の整備状況、点検不良箇所の改善状況	消火器具	有・無	有・無	良・不良・未実施		屋内消火栓設備	有・無	有・無	良・不良・未実施		スプリンクラー設備	有・無	有・無	良・不良・未実施		自動火災報知器	有・無	有・無	良・不良・未実施		漏電火災警報器	有・無	有・無	良・不良・未実施		非常通報装置	有・無	有・無	良・不良・未実施		非常警報器具 又は非常警報装置	有・無	有・無	良・不良・未実施		避難器具	有・無	有・無	良・不良・未実施		誘導灯及び誘導標識	有・無	有・無	良・不良・未実施		<p>適・否</p> <p>平 24 条例 95 号、98 号、99 号 (平 11 厚令 37 号、40 号、41 号) 平 12 老企 25 号、44 号、45 号 平 30 条例 8 (平 30 厚令 5 号) 平成 30 老老 0322 第 1 号</p> <p>適・否</p>	<p>・ 消防用設備等検査証等 ・ 消防用設備等に点検結果報告書</p>
設 備	設置義務	設 置	法定点検結果等	未設置設備の整備状況、点検不良箇所の改善状況																																																	
消火器具	有・無	有・無	良・不良・未実施																																																		
屋内消火栓設備	有・無	有・無	良・不良・未実施																																																		
スプリンクラー設備	有・無	有・無	良・不良・未実施																																																		
自動火災報知器	有・無	有・無	良・不良・未実施																																																		
漏電火災警報器	有・無	有・無	良・不良・未実施																																																		
非常通報装置	有・無	有・無	良・不良・未実施																																																		
非常警報器具 又は非常警報装置	有・無	有・無	良・不良・未実施																																																		
避難器具	有・無	有・無	良・不良・未実施																																																		
誘導灯及び誘導標識	有・無	有・無	良・不良・未実施																																																		
3 非常口の確保	非常口、避難器具等の付近に障害物を置いていないか。	適・否	道通知 5.1.25 社老 1874																																																		
4 地域住民等との協力	緊急時における近隣住民及び近隣施設との協力体制が確保されているか。 (1) 協力体制の内容 () (2) うち自然災害に係る協力体制の内容 ()	適・否	H21.8.13 施運 371 号																																																		
5 防火管理者	防火管理者は、当該施設の管理的立場にある職員が任命され、届出が行われているか。 (1) 防火管理者 (職・氏名) (2) 届出年月日 (年 月 日)	適・否	消防法第 8 条 消防法施行規則第 4 条	・ 防火管理者選任届出書 (控)																																																	
6 消防署立入検査	消防署の直近の立入検査によって指摘された事項を改善しているか。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査年月日</th> <th>指 摘 事 項</th> <th>改 善 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	検査年月日	指 摘 事 項	改 善 内 容							適・否	道通知 5.3.31 社老 2433	・ 立入検査結果通知書 ・ 改善についての回答書																																								
検査年月日	指 摘 事 項	改 善 内 容																																																			

7 計画の策定状況

非常災害対策計画の策定状況

・地域特性を考慮した計画を策定しているか。

具体的な計画の策定状況			施設等が所在する立地条件	
	災害種別	対応の有無	立地条件	該当の有無
全ての施設等で策定が必要	火災	有 無		
	地震	有 無		
施設等の地理的条件により策定が必要	風水害	有 無	洪水浸水想定区域(水防法)	有 無
			雨水出水浸水想定区域(水防法)	有 無
			高潮浸水想定区域(水防法)	有 無
	土砂災害	有 無	土砂災害警戒区域(土砂災害防止法)	有 無
			土砂災害危険箇所	有 無
			山地災害危険地区	有 無
			津波災害警戒区域(津波防災地域づくり法)	有 無
津波災害	有 無	津波災害警戒区域(津波防災地域づくり法)	有 無	
火山災害	有 無	火山災害警戒地域(活動火山対策特別措置法)	有 無	
その他 ()	有 無	その他()	有 無	

【参考】

非常災害対策計画に盛り込む具体的な項目(例)

	具体的な項目	内 容	有 無
1	立地条件	①施設等の立地条件	有 無
		②周辺地区の過去の災害発生状況	有 無
		③災害の発生予測	有 無
2	構造・設備	①建物の構造確認	有 無
		②施設等の設備の確認	有 無
3	情報の入手方法	①情報の入手方法(テレビ、ラジオ、パソコン、携帯電話等)	有 無
4	災害時の連絡先及び通信手段の確認	①災害時の職員間の連絡体制	有 無
		②緊急連絡先の体制整備(自治体、消防、医療機関、家族等)	有 無
		③通常の連絡手段が通じない場合の連絡方法	有 無
5	避難を開始する時期、判断基準	①避難開始時期の判断基準	有 無
		②臨時休業の判断基準、利用者への連絡方法(通所系事業所の場合)	有 無
6	避難場所	①市町村指定避難場所の確認	有 無
		②施設内の安全スペースの確認	有 無
		③災害の種類等に応じた避難場所の複数選定	有 無
		④送迎時等の避難場所の選定	有 無

適・否

平 24 条例 95 号、98 号、99 号
(平 11 厚令 37 号、40 号、41 号)
平 12 老企 25 号、44 号、45 号
平 30 条例 8 (平 30 厚令 5 号)
平成 30 老老 0322 第 1 号

・消防計画
・防災計画等
・防火管理規定
・マニュアル等

	具体的な項目	検討内容		検討の有無	
	7 避難経路	①避難経路の複数選定	有	無	
		②送迎時等の避難経路の設定	有	無	
		③避難経路図等の作成	有	無	
		④所要時間	有	無	
	8 避難方法	①利用者ごとの避難方法(車いす、杖、ストレッチャー)	有	無	
		②冬期間の避難方法	有	無	
	9 災害時の人員体制 指揮系統	①避難に必要な職員数	有	無	
	②役割分担	有	無		
	③指揮系統の明確化[日中・夜間]	有	無		
	④職員の参集基準[日中・夜間]	有	無		
10	停電・断水時の対応 <small>(※訪問・通所は必須でない)</small>	①停電を想定した対策を検討していますか	有	無	
		②断水を想定した対策を検討していますか	有	無	
11	関係機関との連携	①関係機関(市町、警、消防)との連携体制の整備	有	無	
		②地元自治会との連携体制の整備	有	無	
12	避難・救出、その他必要な訓練	①定期的な避難・救出訓練の実施	有	無	
		②夜間又は夜間を想定した訓練の実施	有	無	
		③防災教育の実施	有	無	
13	その他	①備蓄品リストの作成	有	無	
		②利用者情報の整理	有	無	
8 組織体制の整備	自然災害発生時の避難体制(避難場所、避難経路等)、職員の役割分担、緊急連絡体制について明確にし、職員・利用者に周知徹底されているか。		適・否	平 24 条例 95 号、98 号、99 号 (平 11 厚令 37 号、40 号、41 号) 平 30 条例 8 (平 30 厚令 5 号) 道通知 23.8.11 施運 682	・非常時連絡網
	避難場所 ()	役割分担の有無	有	無	
	避難経路 ()	動員計画の有無	有	無	
	避難方法(用具)()	夜間の避難誘導体制	有	無	
	職員・利用者への周知方法 ()				
9 緊急連絡体	火災を含め自然災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか。		適・否	平 24 条例 95 号、98 号、99 号 (平 11 厚令 37 号、40 号、41 号) 平 12 老企 25 号、44 号、45 号 平 30 条例 8 (平 30 厚令 5 号) 平成 30 老老 0322 第 1 号 H5.1.25 社老 1874 号 H21.8.13 施運 371 号	・連絡体制表 ・防災に係る関係機関等との 協定書等
	① 避難場所や避難経路の設定等は、所在市町村の地域防災計画や津波ハザードマップ等と整合性を図るなど、市町村と連携して取り組んでいるか	(いる) (いない)			
	② 緊急時における情報伝達の手段、方法について、日頃から市町村との連携体制は整備されているか	(いる) (いない)			
	③ 自然災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか	(いる) (いない)			
10 防災教育の実施	職員や利用者に対し、自然災害についての基礎的な知識や非常災害対策の理解を高めるための防災教育(研修を含む)を実施しているか。 ・具体例 ()		適・否	S55.1.16 社援 5 号 H7.5.8 地福 3058 号 道通知 23.8.11 施運 682	・職員研修記録等

11 避難訓練	消防計画に基づく避難計画及び消火訓練は、適切に行っているか。 [直近1年間の避難訓練の状況] ※実施年月日及び対応した災害等に○を記載									適・否	消防則第3条第10、11項 (避難訓練及び消火訓練は年2回以上) 平24条例95号、98号、99号 (平11厚令37号、40号、41号) 平12老企25号、44号、45号 平30条例8(平30厚令5号) 平成30老老0322第1号 道通知23.8.11施運682	・避難訓練結果記録	
	実施年月日	全ての施設等で計画策定が必要			施設等の地理的条件により計画策定が必要				夜間・夜間想定実施の有無				消防機関協力の有無
		火災	地震	風水害	津波	火山	土砂	その他					
	1 年 月 日												
	2												
	3												
4													
・訓練未実施の場合、その理由 ()													